

# 離婚調停中の実質ひとり親家庭へ

児童一人あたり**10**万円支給

※雑所得にあたるため、収入として認定されます。

**【申請対象者】** 次の要件のすべてを満たす方

- ①支給対象児童を扶養する離婚調停中の父母
- ②中野区に住所を有する
- ③申請者および扶養義務者の所得が所得制限額内  
※所得制限の詳細については、中野区ホームページをご確認ください。

**【支給対象児童】** 次の要件のすべてを満たす児童

- ①出生から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
- ②日本国内に住所を有する

ただし、以下の場合の対象外です。

申請者が児童扶養手当の認定を受けている場合  
申請者が次のいずれかの方と同居している場合  
配偶者、実父母、義父母

申請方法や申請に必要な書類など本給付金の詳細については、  
中野区ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



▶お問い合わせ 中野区役所 子育て支援課 児童手当係

電話：03-3228-8952 メール：kosodatesien@city.tokyo-nakano.lg.jp

▶申請受付窓口 中野区役所3階11番 子ども総合窓口 受付時間：平日8時30分から17時まで